

## 川西市子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書

川西市子どもの学習・生活支援事業業務委託について、川西市子どもの学習・生活支援事業実施要綱に基づき、次のとおり仕様を定める。

### 1 業務名

川西市子どもの学習・生活支援事業

### 2 履行期間

令和3年12月1日から令和4年3月31日まで

### 3 業務目的

川西市の子どもたちが、現在から将来にわたり、困窮状態に陥らないよう、また、世代を超えて連鎖することを防ぐため、安心して過ごせる居場所において、基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援を行うとともに学習への支援を行い、学習意欲の向上による進学や安定した就職につなげる。

### 4 実施主体

本業務の実施主体は川西市(以下「市」という。)とし、民間団体等に委託して実施する。

### 5 業務内容

#### (1) 実施場所:市内1か所以上で実施

ア 実施地区については、市と受託者で協議する。

イ 市が提案する公共施設、または受託者が用意する場所で実施すること。実施場所を受託者が用意する場合、以下の点に留意し、市と協議のうえ決定すること。

(ア) 公共交通機関から比較的近くで交通手段が確保できること。

(イ) 固定した場所とすること。

(ウ) 実施場所の使用に使用料等が発生する場合、委託料の積算額に含めること。

#### (2) 開催日:月～金曜日のうち週3日を市と協議し決定

#### (3) 休業日

ア 祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

イ 実施日の支援開始2時間前に警報(大雨・洪水・暴風など)が発令されている場合  
利用者の安全確保のため開催を中止とし、中止日分の振り替えは要しないものとする。

#### (4) 開催時間:原則16時半～18時半の2時間

#### (5) 対象者:川西市に居住する者でかつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

ア生活困窮又は生活困窮の相談をしている世帯に属する小学生

イ主たる生計維持者が非正規雇用労働者等で、その世帯に属する小学生

#### (6) 利用見込人数:10名(申請者数によっては対象者の拡大や受入人数の拡大の可能性あり)

#### (7) 支援内容

ア 利用者に対する学習支援に関すること

(ア) 利用者個々に合わせた支援プログラムを作成したうえでの学習支援等

(イ) 利用者の効果測定に必要な試験、アンケート等の実施

(ウ) 利用者の出欠確認

- (エ) 宿題等を中心とした個別指導、基礎学力の向上による学習習慣の習得
  - a 利用者個々の学力を考慮し、基礎学力の定着、習熟度の向上、学習意欲の喚起を図ることができる効果的な教材を提供すること。また、遡及学習が必要な利用者に対しても効果的な支援を行うこと。
  - b 学習支援をより効果的に実施できるよう、熱意を持って様々な工夫を行うこと。
  - c 利用者個々に目標設定を行い、テスト等の実施による利用者の理解度と課題の把握を行うなど、進捗管理を行うこと。

イ 利用者及びその保護者に対する養育や生活の支援に関すること

(ア) 利用者の悩み(学習面、生活面等)に対応するための確なアドバイスを行うこと

(イ) 利用者の保護者に対する養育・生活相談(年2回程度実施)

ウ ケース検討会議

(8) その他

台風等の天候不良、法定伝染病等のやむを得ない事情により、利用を中止する場合、実施日及び時間の変更、追加、中止等の変更は、市と協議し決定する。なお、実施及び時間の変更、追加、中止等の変更をする場合、利用者またはその保護者への連絡は、受託者が行うこととする。

6 体制

(1) 配置人員

ア 別表1のとおり

イ おおむね10名の利用者に対し、適切に業務目的を遂行できる職員を確保すること

ウ 別表1とは別に、業務全体を統括し現場責任者と連携を取りながら、業務運営に関して、市との連絡調整の窓口となる業務責任者を配置すること(現場責任者が業務責任者を兼務することは可)

(2) 研修計画

業務を担当する職員の専門性向上や、生活困窮家庭等の子どもを支援するうえで必要となる知識等についての研修計画を策定、実施すること。

(3) 事務所

川西市内または近隣に当業務を行うための事務所等を確保すること。近隣とは、有事の際に1時間以内に実施教室に到着できることとする。

7 市への報告

(1) 業務計画

契約締結後速やかに業務計画書を市に提出したうえで、市の承認を得なければならない。また、計画を変更する場合は、事前に市の承認を得るものとする。

(2) 月例報告(翌月10日まで)

ア 実績報告

(ア) 学習支援の実施状況

(イ) 個別相談の実施状況

(ウ) 支援の進捗状況

イ 担当職員の勤務状況

ウ 業務にかかる収支状況

エ 業務実施による成果測定資料

(3) 年度報告(年度終了後1か月以内)

ア 実績報告

イ 業務にかかる収支状況

ウ 業務実施による成果測定資料

## 8 委託料等

(1) 上限 800,000 円(税込)

(2) 受託者は、契約額を4分割した額の請求書を毎月市に提出する。

(3) 市は、受託者から適法な支払いの請求があったときには、その日から30日以内に委託料を受託者に支払う。

(4) 対象となる経費は、本業務の実施に必要な以下の経費とする。

ア 人件費

イ 旅費

ウ 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費)

エ 役務費(通信運搬費、手数料、保険料)

オ 委託料

カ 使用料及び賃借料

キ その他事務費

ク 一般管理費

(5) 事業が延期または中止となり、契約書及び事業実施にかかる仕様書にて規定する事業内容を実施しなかった場合は、委託者の認める代替措置を取らない限り委託料の支払を行わないものとする。このため、双方にとって不利益の生じないよう、新型コロナウイルス感染症への対策を十分に講じた事業提案を行うこと。

## 9 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 授業開催時には、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため換気や消毒等の処置を行い、衛生管理等に十分配慮すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生じ、通常の事業が困難となった場合、学習支援の実施に関しては、例えばインターネット、メールや電話などにより支援員が助言・指導を行うなど、三つの密(換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」)が重なるような場面を避ける方法で実施し、状況に応じた柔軟な対応も考えること。

## 10 保険加入

事故等が起こった場合に児童が被る被害を補償するため、本事業内容に対応した保険に加入すること。

## 11 個人情報の取扱い

(1) 個人情報を取り扱う際には、徹底した個人情報の保護及び漏えい防止を図るものとし、関係資料については適正かつ厳重に管理するとともに、川西市個人情報保護条例の規定を順守しなければならない。

(2) 受託者は、本業務実施により知り得た利用者等の情報を第三者に漏らしてはならない。

## 12 確認事項

- (1) 本業務実施にあたっては、本仕様書、実施要綱のほか、本業務に関する各種規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守すること。
- (2) 契約締結後に軽微な変更があった場合でも、原則として変更契約は行わない。ただし、大幅な拡大があったときは市と協議のうえで決定する。
- (3) 市長は、選定された団体において、本仕様書に記載する事項について重大な違背行為があったと認めるときは、その決定を取り消すことができる。この場合、当該法人は既に要した費用の弁済を市に求めることはできない。
- (4) 本業務実施にあたり、受託者の責めに帰すべき理由により市又は第三者に損害を与えたときは、ただちに相手方にその損害を賠償すること。
- (5) 本業務実施にあたり、市と相互に緊密な連携を保ち、業務の円滑な運営に努めること。
- (6) 本仕様書、実施要綱等に明記のない場合であっても、実施要綱の趣旨に照らし必要と認められる業務は、市と協議のうえで誠実に履行すること。
- (7) 利用者の安全確保策を講じるとともに、本業務中のトラブルや苦情への対応は原則として受託者の責任で行うこと。また、市に対して速やかに事案の報告を行い、今後の再発防止のための協議を行うものとする。
- (8) 国庫補助金の実績報告や関係機関からの調査等に必要な書類について、市からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

13 事務局(問い合わせ先)

川西市福祉部地域福祉課

担当: 曾我・早金

〒666-8501 川西市中央町 12 番 1 号 川西市役所 1 階

別表1: 人員配置表

役職	備考
現場責任者	学習支援会場における責任者として、業務が円滑に運営できるよう、講師のとりまとめや利用者の出席管理、会場内の管理、保護者対応等を行うこと。 学習支援会場ごとに最低1人は配置すること(利用者が10人以下の会場においては、講師が現場責任者を兼務することができる)。
講師	個別学習支援が実施できるよう、利用者5人以下に対して講師1人を原則とする。 ただし、利用者の学力や特性、指導目的に応じて柔軟に対応すること。 業務目的の(2)の記載内容を達成できるよう、利用者にとってロールモデルとなるような大学生、社会人を積極的に登用すること。